

(別紙)

答申番号：答申第4号（諮問第4号）

答 申 書

第1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、公開を決定した処分は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

平成31年2月8日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成13年沖縄市条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容（原文のまま）

沖縄市多目的アリーナ三者協議会において下部構造を鉄筋コンクリート造から鉄骨造に変更した協議資料一式

3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、以下の文書を特定した。

- (1) 技術提案書（様式8-2）1/1 工事管理に関する技術的所見
- (2) 評価委員会審査結果について

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成31年3月8日付、沖市プ進第308003号による公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

平成 31 年 3 月 14 日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

公文書公開決定を取り消し、請求にかかる公文書をさらに特定したうえで、該当公文書を全部公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 実施機関が公開決定とした当該文書の内容は、(仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備実施設計技術支援業務委託 (以下「ECI 業務」という。) についての選定結果であり、請求した三者協議会における協議資料ではない。
- (2) 実施機関は、「請求の趣旨である「下部構造の変更」に関する参考資料として」と言っていることから、公開した資料は、参考資料として特定したものとなっており、本件公開請求で求めた「協議資料」ではない。
- (3) 実施機関は、三者協議会における協議資料は、存在しないと説明しているが、(仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等整備事業基本協定書 (以下「基本協定書」という。) 第 5 条には、三者協議会を設置すると明記されている。また同条第 2 項には、施工予定者は、本プロポーザルの趣旨を十分理解し、本協定の目的を達成するため、本プロポーザルにおいて施工予定者が行った VE 提案に加え、更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする」と明記されている。このことから、三者協議会における協議資料が存在しなければ、当該基本協定に違反していることになる。

第 4 実施機関の主張要旨

1 本件処分の理由について

公開請求のあった三者協議会における協議資料は存在しないと説明したうえで、請求人からのヒアリングによる求めに応じ、関連資料として ECI 業務のプロポーザル段階における公文書を公開した。

2 弁明書の要旨

- (1) (仮称) 沖縄市多目的アリーナ施設等の下部構造の変更については、ECI 業務の委託に係る業者選定プロポーザルにおいて、後に当該 ECI 業務の受託者として選定されることとなった民間事業者から提出された提案書において提案されたものであり、当該民間事業者を受託者として選定したことを以て、下部構造の変更を決定している。
- (2) したがって、「下部構造の変更」は、三者協議会の中で変更を行ったわけではないため、三者協議会における資料としては存在しない。
- (3) 審査請求人に対しては、その旨、事前に説明したうえで、本件請求の趣旨が「下部構造の変更」に関する公文書であると解し、参考資料として、ECI 業務の委託に係る業者選定プロポーザル段階における下部構造の変更に係る提案書及び選定結果が存在することを説明し、これを該当公文書として特定のうえ、公開を決定したものである。

第5 調査審議の経過

- 1 令和2年7月28日 審査庁から諮問書を収受
- 2 令和3年10月1日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和3年10月19日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述）
- 4 令和3年12月10日 調査審議（事件整理・答申案の検討）

第6 審査会の判断

- 1 はじめに

本件請求に対し実施機関は、審査請求人に対し、審査請求人が求める本件請求文書の条件に一致する対象公文書が存在しないことを予め説明のうえ、請求の趣旨を広く解し、関連する公文書を特定し、公開決定を行ったものと認められる。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書の条件に一致しないものであるとして、審査請求を行ったものと解される。

2 三者協議会における協議資料の不存在について

審査請求人は、「沖縄市多目的アリーナ三者協議会において下部構造を鉄筋コンクリート造から鉄骨造に変更した協議資料」の公文書公開請求を行っている。

しかし、下部構造を鉄筋コンクリート造から鉄骨造に変更することについては、三者協議会が開催される前の時点で既に決定されていたものである。

したがって、三者協議会において「下部構造の変更」が決定されたものではないことから、「下部構造の変更」に関する三者協議会の資料は存在しないとする実施機関の判断は妥当である。

3 情報公開制度における公文書の特定について

(1) 条例第3条第1項には、実施機関の責務について、次のように規定されている。

第3条 実施機関は、市民の知る権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに公にすることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(2) この「市民の知る権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈し」には、情報公開制度においては、行政側にどのような公文書が存在するのか請求を行う側の市民等においては知り得ないことが一般的であることから、実施機関において請求者が知りたいとする内容に対し、これに

資する公文書がないか検討し、これを特定することによって、市民の知る権利を十分に保障しようという趣旨も含まれるものと解される。

また、情報公開制度の目的は、あくまで行政機関が保有する公文書ありのままの状態で開催することに意義があり、必ずしも請求者が公開を求める内容の条件に一致しなければならないというものではない。

すなわち、公文書公開請求書に記載された請求内容を硬直的に捉えるのではなく、実施機関の立場において、請求の趣旨からその他関連する公文書の存在が認識されうるものについては、これを該当公文書として特定し、公開する公文書の中にこれを含めることは、むしろ情報公開制度の趣旨目的に適った柔軟な運用であると認められる。

(3) また、仮に当該請求者において不要な公文書が含まれていたとしても、最終的に当該公文書の閲覧や写しの交付を申請者の意思によって選択することも可能であるから、当該処分によって直ちに当該請求者に不利益を与えるものとはならない。

(4) したがって、本件処分において実施機関が、審査請求人の請求の趣旨を広く捉え、その他関連資料として公文書を特定し、これを公開する決定を行ったことについては、このことを以て、当該処分を違法又は不当たらしめるものではない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、三者協議会における協議資料が存在しないことが協定違反であり、問題である旨主張している。しかし、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、審査請求人が行った公文書公開請求に対し実施機関が行った決定の妥当性を審査することを本務とするところであり、本件事務事業における業務の適法性については審査の対象外であり、判断する立場にはない。

5 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象公文書として第2 - 3に掲げる文書を特定し公開を決定した処分に、何ら違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年12月15日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫